

## 神奈川県ふれあい活動支援補助金交付要綱

制 定 平成28年2月16日 神福第2252号（区長決裁）

最近改正 令和5年2月8日 神福第1549号（区長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、神奈川県内の地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が実施する訪問・見守り活動に対して交付する神奈川県ふれあい活動支援補助金（以下、「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

### （補助事業）

第3条 この要綱における補助事業は、次の各号に掲げるいずれかの活動とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者、日中に高齢者のみとなる世帯の者、認知症と思われる高齢者、介護が必要と思われる高齢者、その他地域で見守りが必要と判断した者等への定期的な訪問又は見守り活動
- (2) 活動員同士の会議や活動員研修
- (3) 区役所主催の活動全体会議、活動全体研修

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動については補助の対象としない。

- (1) 横浜市（以下、「市」という。）及び市の外郭団体から補助、助成等の資金援助を受けている事業
- (2) その他区長が適当でないと認めた活動

### （補助対象団体）

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象団体は、地区社協とする。

### （補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、第3条に定める活動に直接要する経費のうち、別表で定めるところとする。

### （補助金額）

第6条 補助金額は、対象活動に要する経費の全部若しくは一部とする。

- 2 交付上限額は、一団体あたり 10 万円とする。
- 3 補助金額は毎年度当該事業の補助金予算範囲内とし、申請に基づき区長が定める金額とする。

#### (交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、神奈川区ふれあい活動支援補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下、「交付申請書」という。）を、区長が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 神奈川区ふれあい活動支援補助金活動計画書（第 2 号様式）
  - (2) 神奈川区ふれあい活動支援補助金収支予算書（第 3 号様式）
  - (3) 地区社協 会則
  - (4) 地区社協 役員名簿
- 3 区長は、前項に規定する書類のほかに必要な書類の提出を求めることができる。

#### (交付決定)

第 8 条 区長は、前条の交付申請書等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、神奈川区ふれあい活動支援補助金交付決定通知書（第 4 号様式）（以下、「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前条の交付申請書等を審査し、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、神奈川区ふれあい活動支援補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

#### (補助金請求)

第 9 条 補助金の交付請求は、神奈川区ふれあい活動支援補助金交付請求書（第 6 号様式）（以下、「請求書」という。）を、交付決定通知書の交付を受けた日から 30 日以内に区長へ提出しなければならない。

#### (交付)

第 10 条 区長は、前条の請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付しなければならない。

- 2 当該補助金は、前金払にて交付するものとする。

#### (申請取下げ)

第 11 条 申請者が補助金交付申請の取下げを行う場合は、神奈川区ふれあい活動支援補助金取下げ申請書（第 7 号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の取下げ期間は、申請者が決定通知書の交付を受けた日から 10 日以内とする。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

### **(実績報告等)**

第 12 条 補助金の交付を受けた者（以下、「補助団体」という。）は、翌年度の 4 月 15 日までに、神奈川県ふれあい活動支援補助金実績報告書（第 8 号様式）（以下、「実績報告書」という。）により、区長へ報告を行わなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 神奈川県ふれあい活動支援補助金収支決算書（第 9 号様式）
- (2) 神奈川県ふれあい活動支援補助金領収書等添付書（第 10 号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

3 実績報告書への添付を省略することができる書類は、補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

### **(補助金額の確定通知)**

第 13 条 補助金額の確定の通知は、神奈川県ふれあい活動支援補助金額確定通知書（第 11 号様式）により行うものとする。

### **(交付決定の取消)**

第 14 条 補助金交付の決定後、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、神奈川県ふれあい活動支援補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により補助団体へ通知するものとする。

- (1) この要綱に違反する事由が生じたとき
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為により補助金の交付を受けたとき

### **(返還請求)**

第 15 条 区長は、前条により補助金の交付決定を取消したとき又は第 13 条により補助金額が確定した場合において交付額に余剰が生じると認めるときは、神奈川県ふれあい活動支援補助金返還請求書（第 13 号様式）により、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができるものとする。

### **(代表者の変更)**

第 16 条 補助団体の代表者が変更となったときは、申請者は神奈川県ふれあい活動 地区社協代表者変更届（様式第 14 号）により、直ちに新たな代表者名等を区長へ報告しなければならない。

### **(関係書類の保存期間)**

第 17 条 区長が定める関係書類の保存期間は 5 年とする。

**(書類の閲覧)**

第 18 条 補助団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に定める書類の写しを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 第 7 条に規定する書類
- (2) 第 8 条に規定する書類
- (3) 第 12 条に規定する書類

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則第 4 条の規定に基づき、次の表のとおりとする。

	補助団体	区長
閲覧場所	団体代表者の住所、その他 補助団体が指定する場所	神奈川区福祉保健課
閲覧時間	補助団体が指定する時間	神奈川区役所の事務取扱時間
閲覧期間	前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類にあつては補助金の交付を受けた日から、第 3 号に掲げる書類にあつては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

**(その他)**

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則（平成 28 年 2 月 16 日 神福第 2252 号）

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。

**(神奈川区ふれあい訪問実施要綱)**

- 2 神奈川区ふれあい訪問実施要綱は廃止する。

**(交付申請時期の特例)**

- 3 本則第7条の規定による交付申請の時期について、平成28年度は4月1日から5月31日までとする。

附 則（平成28年12月28日 神福第1647号）

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

**（交付申請時期の特例）**

- 2 本則第7条の規定による交付申請の時期について、平成29年度は3月1日から4月30日までとする。

**（使用様式の特例）**

- 3 平成28年度実施事業分については、本要綱制定当初の様式を用いるものとする。

附 則（令和元年12月18日 神福第1852号）

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、令和元年12月18日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年12月10日 神福第2351号）

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

**（交付申請時期の特例）**

- 2 本則第7条の規定による交付申請の時期について、令和3年度は7月1日から7月31日までとする。

**（交付時期の特例）**

- 3 本則第10条2項の規定による補助金交付の時期について、令和3年度は8月1日以降とする。

附 則（令和3年6月1日 神福第419号）

**（施行期日）**

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 14 日 神福第 1513 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。
- 2 令和 3 年度実績報告書に限っては旧様式を使用する。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日 神福第 1549 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

## 神奈川県ふれあい活動支援補助金 補助対象経費

科目	用途
消耗品費	(1) 事務用品費 (2) コピー料 (3) 戸別訪問必要物品費 (4) 活動員証作成費
会議費	会場使用料
研修費	会場使用料
支払報酬	(1) 研修講師謝金 (2) 研修講師交通費、宿泊費
交通費	公共交通機関運賃
通信費	切手料、葉書料
保険料	ボランティア保険料
その他	区長が特に必要と認めた経費

## &lt;注意事項&gt;

区長が不適當又は不必要と認める経費については、規定の用途であっても補助の対象とならない。  
飲食物等は補助の対象とならない。

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 交付申請書

年 月 日

神奈川県長

所在地：

申請団体名：

地区社会福祉協議会

代表者名：

神奈川県ふれあい活動支援補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び神奈川県ふれあい活動支援補助金交付要綱を遵守します。

活動名称	地区ふれあい活動
交付申請額	円
添付書類	(1) 神奈川県ふれあい活動支援補助金活動計画書（第2号様式） (2) 神奈川県ふれあい活動支援補助金収支予算書（第3号様式） (3) 地区社協 会則 (4) 地区社協 役員名簿



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 活動計画書

地区

地区の現況（ 年 月現在）

対象者	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯の者	日中高齢者のみの世帯の者	その他見守りが必要な者	計	
	名	名	名	名	名	
活動員	活動員数	活動班数				
	名	班				
活動における課題						
実施する予定の事項に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <small>チェック</small> （複数項目選択可）						
<input type="checkbox"/> 訪問	対象人数： 頻度：		配布予定物品：			
<input type="checkbox"/> 会議の開催	日時： 会場：		人数： 実施目的：			
<input type="checkbox"/> 研修の開催	日時： テーマ：		人数：		会場：	
活動計画 （活動内容を具体的に記入してください）						

（欄が不足する場合は、別紙の追加を可とします。）

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 収支予算書

収入 内 訳	科目		内訳	金額（円）
	補助金（A）		神奈川県ふれあい活動支援補助金 ※上限は、10万円です。	
	その他（B）			
収入合計（C） …（F）欄と金額一致			（A） + （B）	
支出 内 訳	科目		内訳	金額（円）
	補助金対象経費		消耗品費	
			会議費	
			研修費	
			支払報酬	
	補助対象経費 計（D） …（A）欄の金額以上		交通費	
			通信費	
			保険料	
	その他			
	補助対象経費 計（D） …（A）欄の金額以上			
	その他、補助金対象外 経費 計（E）			
支出合計（F） …（C）欄と金額一致			（D） + （E）	

（欄が不足する場合は、別紙の追加を可とします。）

神 福 第 号  
年 月 日

（申請者）

様

神奈川県長



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 交付決定通知書

年 月 日に申請のありました神奈川県ふれあい活動支援補助金について、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

活動名称	地区ふれあい活動
交付額	円
交付時期	年 月

<交付条件>

- 1 当該補助金について、申請以外の目的での使用又は他の活動へ流用することはできません。
- 2 当該補助金は、前金払にて交付します。
- 3 活動を中止する場合や遂行が困難となった場合は、速やかに神奈川県長へ報告してください。
- 4 活動完了前においても、神奈川県長は申請者に対し、必要に応じて報告を求めること又は調査を行うことができることとします。
- 5 申請者において本要綱、交付条件及びその他法令の違反が認められたときは、神奈川県長は申請者に対して補助金の全額又は一部の返還を求めることができます。
- 6 補助金の交付を受けた翌年度の4月15日までに、神奈川県ふれあい活動支援補助金実績報告書（第8号様式）を区長に提出してください。
- 7 交付金額確定後、交付済額と確定額の差額を精算します。余剰金が生じた場合は返還していただきます。

神 福 第 号  
年 月 日

（申請者）

様

神奈川県長



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました神奈川県ふれあい活動支援補助金については、交付しないことと決定しましたので、通知します。

活動名称	地区ふれあい活動
不交付決定理由	

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 交付請求書

年 月 日

神奈川県長

所在地：

申請団体名：

地区社会福祉協議会

代表者名：

印

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日 神福第 号にて交付決定通知のありました神奈川県ふれあい活動支援補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

円

2 振込先金融機関、口座

	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 出張所 支所
普通 当座	(右詰めでご記入ください) 口座番号	
(フリガナ)		
口座名義人		

口座番号等の確認のため、通帳のコピーを添付ください。

口座名義人が代表者以外の場合は、ご署名と押印が必要です。

神奈川県ふれあい活動支援補助金について、上記口座へ振り込んでください。

代表者 印

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 取下げ申請書

年 月 日

神奈川県長

所在地：

申請団体名：

地区社会福祉協議会

代表者名：

年 月 日 神福第 号にて交付決定通知のありました神奈川県ふれあい活動支援補助金について、次のとおり交付申請を取下げたいので、申請します。

活動名称	地区ふれあい活動
取下げ理由	

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 実績報告書

年 月 日

神奈川県長

所在地：

申請団体名：

地区社会福祉協議会

代表者名：

年 月 日 神福第 号にて補助金の交付を受けました神奈川県ふれあい活動について、年度の活動が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

地区の現況（ 年 月現在）

対象者	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみの世帯の者	日中高齢者のみの世帯の者	その他見守りが必要な者	計	
	名	名	名	名	名	
活動員	活動員数	活動班数				
	名	班				
本年度活動による効果、今後の取組みの方向性						
実施した事項に <sup>チェック</sup> <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。（複数項目選択可）						
<input type="checkbox"/> 訪問	対象人数：		配布物品：			
	頻度：					
<input type="checkbox"/> 会議の開催	日時：	人数：		会場：		
	会場：	実施目的：				
<input type="checkbox"/> 研修の開催	日時：	人数：		会場：		
	テーマ：					
活動実績 （実施内容を具体的に記入してください）						

（欄が不足する場合は、別紙の追加を可とします。）

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 収支決算書

収入 内 訳	科目		内訳	金額（円）
	補助金（A）		神奈川県ふれあい活動支援補助金	
	その他（B）			
収入合計（C） …（F）欄と金額一致			（A） + （B）	
支出 内 訳	科目		内訳	金額（円）
	補助 金 対 象 経 費	消耗品費		
		会議費		
		研修費		
		支払報酬		
		交通費		
		通信費		
		保険料		
		その他		
	補助対象経費 計（D） …（A）欄の金額以上			
	その他、補助金対象外 経費 計（E）			
支出合計（F） …（C）欄と金額一致			（D） + （E）	

（欄が不足する場合は、別紙の追加を可とします。）



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 領収書等添付書

【支出科目: 】

対象経費については、補助金による支出か否かに関わらず、全支出について、領収書等(支出を証する書類)の写しを貼付してください。

支出合計(補助金対象経費のみ)

円

(欄が不足する場合は、別紙の追加を可とします。)

神 福 第 号  
年 月 日

(申請者)

様

神奈川県長



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金額 確定通知書

年 月 日 神福第 号により交付を決定しました神奈川県ふれあい活動支援補助金  
について、次のとおり金額が確定しましたので、通知します。

活動名称	地区ふれあい活動
交付額	円
確定額	円

神 福 第 号  
年 月 日

(申請者)

様

神奈川県長



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 交付決定取消通知書

年 月 日 神福第 号により交付を決定しました神奈川県ふれあい活動支援補助金  
について、交付決定を次のとおり取消しましたので、通知します。

活動の名称	地区ふれあい活動
取消内容	
取消理由	

神 福 第 号  
年 月 日

(申請者)

様

神奈川県長



年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金 返還請求書

年度 神奈川県ふれあい活動支援補助金について、次のとおり返還を請求します。

返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還理由	

<注意事項>

横浜市が発行する納付書に従い、指定の金融機関へ納めていただきます。

神奈川県ふれあい活動 地区社協代表者変更届

年 月 日

神奈川県長

所在地:

申請団体名:

地区社会福祉協議会

代表者名:

神奈川県ふれあい活動支援補助金の交付にあたり、地区社会福祉協議会の代表者が次のとおり変更となりましたので、報告します。

	氏名	住所	電話番号
新			—
旧			—